



厳寒の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。新年あけましておめでとうございます。本年もなにとぞよろしくお願ひ申し上げます。

重要情報

1. H26年税制改正について

昨年12/12公表の税制改正大綱で明らかにされた項目が新聞等で解説されています。設備投資減税をはじめ、法人への減税が目立つ一方、個人課税については高所得者への増税や資産家の節税封じなどが盛り込まれました。

2. 所得税の還付申告受付中

二か所給与や源泉対象所得のある個人事業主の方で申告をすれば還付となる方は、2/14前から申告ができます。ちなみに2/23と3/2の日曜日は税務署開庁日（一部を除く）となっています。

3. 新設法人の消費税免税に規制

H23年改正に導入された特定期間による免税判定では、設立年度が7月以下の法人は最大1年7月が免税期間となります。そこでH25年改正で、大規模法人支配によるH26.4以後新設法人についても免税除外に追加されました。

2月のイベント

・H25所得税還付申告

・H25個人確定申告準備

・固定資産税第4期納付

税金マメ知識

国税庁から生活費・教育費の贈与税Q&Aが公表されました。昨年から教育資金一括贈与の非課税特例が始まりましたが、そもそも以前から扶養義務者間の生活費・教育費等には贈与税がかかりません。一括贈与と特例は、いま必要でない将来にかかる部分を前倒しで贈与できるというものです。

ところで、最近は国際結婚も一般的ですが、新興国からお嫁さんを迎えた方が、お嫁さんの実家（3親等以内の親族）へ生活費を送金すれば扶養親族にカウントされ控除対象となる可能性があります。ただし「扶養」には客観性も必要ですので、一族全員カウントすればいいというものではありません。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バカ)



【ボリビア：ウユニ地方】自然に飛び込めば生命の連鎖や節理を垣間見れますし、海に母性を大地に父性を感じて、地球の存在感をつかむ瞬間はあります。でもそれは、地球に住む一生物としての感じ方にほかならなくて、もっとスケールが大きい視点で自然を感じるきっかけが、ボリビアウユニ地方の旅にはありました。活火山や地震とはまた違う意味で、「地球は生きている」という言葉を初めて実感したわけです。

☆事務所からの連絡☆

確定申告の資料をご準備ください！作業には日数を要しますので、**事務所への資料提出は2月中旬を目途**にお願いします。なお、2～3月は申告業務優先となりますので、ご了承・ご協力をお願いします。

晩酌のじかん

新年は節約もかねて特に旅行もせずのんびり自宅で過ごしました。代わりに食っちゃ寝の毎日で胃腸が弱っています…昨年は仕事に追われてバランスの悪い一年となってしまったことを反省し、本年は仕事プラスα（勉強・教養・スポーツ）などにもう少し力を入れようと、呑みながら妻と決めました。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0865 神奈川県

横浜市神奈川区片倉5-14-15

TEL:045-491-0102/FAX:045-413-4340

Mailto:106917prrrj@zeirishi-ky.jp